

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百十号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年六月一日から適用する。

令和五年五月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 削除</p> <p>九〇四十二 (略)</p> <p>四十三 削除</p> <p>四十四 (略)</p> <p>四十五 削除</p> <p>四十六〇七十 (略)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 LDLアフェレンス療法 閉塞性動脈硬化症(薬物療法に抵抗性を有するものであり、かつ、血行再建術及び血管内治療が困難なものであつて、フオンタン分類ⅡB度以上のものに限る。)</p> <p>九〇四十二 (略)</p> <p>四十三 内視鏡的エタノール局所注入療法 膝神経内分泌腫瘍(長径が一・五センチメートル以下のものに限る。)</p> <p>四十四 (略)</p> <p>四十五 マルチプレックス遺伝子パネル検査 進行再発固形がん(治療法が存在しないもの又は従来の治療法が終了しているもの若しくは従来の治療法が終了予定のものに限る。)</p> <p>四十六〇七十 (略)</p>